

地域がん登録資料の効果的な公表

岡本 直幸*

はじめに

わが国の「地域がん登録」の資料は、多くの篤志家の協力によって届け出されている。そのため、収集された「地域がん登録」の資料は、何らかの形で公表する必要がある¹⁾。しかし、資料を効果的に公表することは簡単ではなく、いくつかの問題点を抱えている。第一に、公表先である「情報の受け手は誰か」ということであり、第二に「何を公表するのか」、そして第三に「どのように公表するのか」が中心的な問題である。本報告においては、この三点から分析を行い、効果的な公表について考えてみたい。

1. 資料と方法

表1に示すシステム工学における情報提供モデルを基本として²⁾、地域がん登録における罹患や死亡データの提供方法について検討を加えた。また、資料の利用者である地域自治体の保健・福祉担当者の要望や意見を探るために、神奈川県福祉部が毎年実施している「成人病検診管理指導協議会がん検診部会報告会」に参加した神奈川県内（政令市は除く）39市町村から参加した保健婦、保健行政担当者に、報告会の席上でアンケート調査を行った。このアンケートによって、県衛生部が発行する「衛生統計年報」の既知度と利用頻度、「神奈川県地域がん登録」の既知度とその利用頻度、保健衛生行政で用いる衛生統計指標

（死亡数、死亡率、年齢調整死亡率、SMRなど）の有用性と利用頻度、がん登録資料の意義と有用性（がん検診の評価、環境汚染によるがん発生など）、ならびに利用頻度を質問した。これらの資料をもとに、表1に示す情報提供モデルに添って検討を加えた。

2. 結果と考察

1) 情報提供の必要性と目的の設定

情報提供の必要性と目的に関しては、情報を提供する対象者を分類することによって自ずと明らかとなる。本報告では表2のように、三つに分類した視点から考察を加えた。第一は、「地域がん登録」の運営に直接関係している実施主体（県、市など）と、がん患者の届出に協力を依頼している医師会や検診機関、死亡情報の提供に協力を依頼している保健所に対して、収集した資料の集計、解析、年度別結果などを事業報告書、事業年報などのかたちで報告しなければならない。第二に、蓄積された「地域がん登録」資料の利用を希望する研究者や保健行政担当者、一般市民に対する資料や情報の提供がある。この場合の資料提供は、利用者の資格や提供資料の制限内容、利用の方法、利用後の報告の義務、などを定めた「利用規定」を作成し、それに基づいた資料提供でなければならない。第三には、広く登録の対象となる県民・市民の「地域がん登録」に対する理解を得るための情報提供が必要である³⁾。

*神奈川県立がんセンター臨床研究所 研究第三科（疫学） 科長

〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-2 TEL: 045-391-5761(4030) FAX: 045-366-3157

表 1. 情報提供モデルの基本構造²⁾

1. 問題の設定	情報提供の必要性
2. 目的の設定	どの情報を提供するか
3. システム合成	提供の方法
4. システム解析	提供が可能であるのか 時間・人・費用など
5. 最適の方法選択	意義、価値、効果
6. 実行計画の実施	最適の方法か
7. 新たな問題発見	満足度、有効性、評価

表2. 情報提供の種類

対象	内容	意義
実施機関	・県、市 ・医師会、検診機関 ・保健所など	報告の義務
利用者	・研究者、医師 ・衛生行政職員 ・一般住民	規定に従った 情報提供
被登録者	・県民/市民	理解を得る ための情報

2) 提供の方法と提供可能な情報

地域がん登録で収集した資料は、基本的にはすべて提供可能である。しかし、届出患者の個人情報や届出医療機関・届出医師名などは、基本的には提供すべき項目としてはならない。また、収集した資料をもとにした単純集計結果（性別、部位別、年齢別、市区町村別、届出数／患者数／死亡数など）は、提供するための時間投入や人員投入は比較的少なくてすむが、年齢調整死亡率（罹患率）、生存率、地域差、年次差を提供するためには時間や労力が必要である。しかし、これらの項目の算定は「地域がん登録」本来の目的であるため、報告書や年報において定期的に公表する必要がある。

3) 最適の方法の選択

実施主体への事業報告は別として、「地域がん登録」の保持する情報の提供は意義や価値が見出されなければならないであろう。つまり、情報の受け手である利用者が満足するものでなければ意味がない。そのためには、「地域がん登録」自体を理解してもらわなければならないが、図1に示すように神奈川県内の市町村に勤務する衛生行政担当者であっても、勤務5年未満では「知っている」と答えた割合は約15%、勤務5年以上でも約40%に過ぎない。このような知名度の低さは、「地域がん登録」のデータが市町村の衛生行政に反映されていないことの証であり、利用度や理解度が向上しない原因でもあるであろう。

一方、市町村の衛生行政担当者が業務上重要であると認識している項目をみると（図2）、勤務5年未満では、とくにがんの罹患数や疾病別の死亡数（率）、罹患数（率）に重要性を見ているが、勤務5年以上であれば死亡数（率）や地域差などにも重要性を見ている。そのため、地域がん登録の理解度が高まり、がん罹患のデータが利用可能であることを認識してもらえば、市町村の衛生行政のなかで

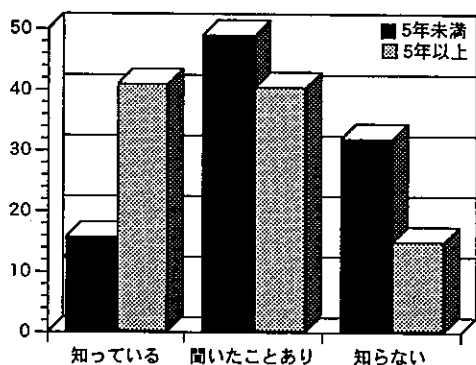


図 1. 地域がん登録の知名度
(衛生行政担当者 42 名)

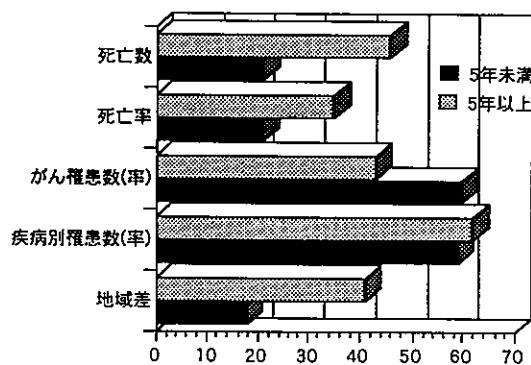


図 2. 衛生統計データの重要性の認識

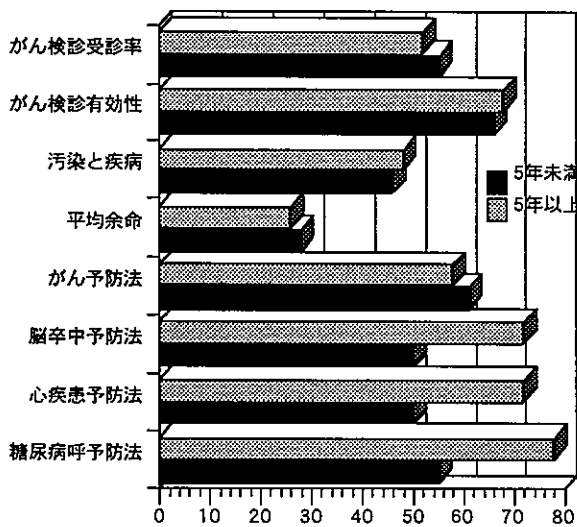


図3. 市町村が望む衛生関係の資料

のがん罹患データの利用が向上するものと思われる。

しかし、市町村で実際に望まれている情報は図3に示すように、より具体的な対策である。とくに、疾病の予防対策については強い関心を示していることが判る。しかし、このような情報は、単に「地域がん登録」のデータを集計解析するだけでは得ることができない情報である。これらの情報を得るためには、がん検診の受診者データや喫煙者グループなどに代表される他の情報とのレコードリンケージにより長期に観察したデータが必要である。「地域がん登録」の資料は、罹患数や率、生存率などの記述疫学的データは提供するものの、リスク要因あるいは予防要因を指摘することはできない。そのため、「地域がん登録」を有効に活用するためには、このような疫学

的解析を可能とするスタッフを揃えることも必要かもしれない。

一般的に、多くの登録室では疫学的解析が行える人材をスタッフとして置くことは困難であろう。このような場合は、同じ地域に属する医療情報系の大学の公衆衛生学や疫学の専門家と協力することが望まれる。このような働きかけによって、人材を確保し、地域がん登録データを十分に活用することによって、徐々にではあるが市町村が望む資料を提供できるようになるとと思われる。

4) 実際的な資料の提供

先に述べたように、「地域がん登録」が有するデータを一律に提供することは、最適な方法ではない。表3にまとめたように、提供する資料や対象によって方法や準備時間、費用が異なっている。しかし、年次差・地域差や生存率に関しては時間と費用がかかるけれども、「地域がん登録」の通常業務に含んでいけば、時間も費用もかからないことになる。

まとめ

システム工学における情報の提供モデルを基準として、「地域がん登録」資料の提供について考察を加えてきた。第一に重要なことは、情報の受け手によって提供する情報を変えねばならないということである。つまり、衛生行政の担当者に対しては年次変化や地域差を示せる資料の提供が望まれるし、研究者や医師に対しては個人情報を除いた個別データの

表3. 情報の種類と最適な方法

資料	提供方法	対象	時間	費用
罹患数・率	報告書、コピー	すべての対象	かからない	かからない
年次差、SMR、地域差など	新たな資料	衛生行政担当市民	かかる	かかる
検診の評価	照合作業の必要	衛生行政担当	かかる	かかる
個別データ	FD、MOなど	研究者	かからない	かからない
生存率	追跡調査の必要	すべての対象	かかる	かかる
加工データ	小冊子、パンフ	市民	かかる	かかる

提供が有効であると思われる。しかし、レコードリンケージには、個人同定が不可欠な作業であることから、何らかの場面では個人情報閲覧せざるを得ない状況がある。その場合には特別な規定を作成し、その同定作業にかかわる時間や要員、あるいは予算などの裏付が必要であろう。

また、一般市民に関しては、「地域がん登録」によって“がん対策”が進み、彼らの生活をより良い方向へと向かわる可能性を示し、「地域がん登録」に対するコンセンサスが得られるように働きかける資料提供を、積極的に行う必要がある。しかし、わが国の各「地域がん登録」の現状をみると、現有のスタッフでこのような有効と思われる公表の仕方を実施することは不可能と思われる。そのためには、近隣の大学の協力を得ることによって、スタッフの中に疫学や統計の専門家を加える

ことが重要ではないだろうか。

いずれにしろ、「地域がん登録」の資料を効果的に公表するためには、公表の方法も重要ではあるが、公表する資料の元となる「地域がん登録」そのものの精度が高くなければ意義はまったく見出せない。逆に、精度の高いデータを保持することによって、効果的な公表の道標が見えてくるのではないだろうか。

文 献

- 1) 地域がん登録の精度向上と活用に関する研究班：地域がん登録の手引き，改訂第四版，1999.
- 2) A.D.ホール（熊谷三郎監訳）：システム工学方法論，共立出版，1976.
- 3) 岡本直幸：地域がん登録に望まれる情報還元，JACR MONOGRAPH No.4 pp30-34, 1999.